

# 青森県報

第五百十九号

令和四年  
十月五日  
(水曜日)

## 目次

## 告示

○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出 (水産振興課) 一

## 公 告

○建設業者の許可の取消し (監理課) 一

○ノート型パソコンコンピュータの購入に係る一般競争入札

監査委員 (会計管理課) 二

○住民監査請求に係る監査結果 (事務局) 三

## 公 告

## 建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

届出事項	指定漁船調書の縦覧
の加入区分	発起人の住所及び氏名
蓬田	東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一四一の四 福井 明彦
蓬田	東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一三六の一 福田 伸吾
蓬田	東津軽郡蓬田村大字長科字鶴蝮一の六 坂本 浩
令和四年十月 十五日から同月 十九日まで	蓬田村漁業 協同組合

## 告示

## 青森県告示第五百三十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次とのおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 七 一 商号又は名称 有限会社マルエイ相内工務店
- 二 二 代表者の氏名 相内泰博
- 三 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡今別町大字浜名字中字田七の五
- 四 四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第一〇〇五九六号
- 五 五 取消年月日 令和四年九月二十七日
- 六 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 七 建築工事業に係る一般建設業の許可

前記建設業者が建設業法第八条第十二号に該当するに至ったことが確認された。このことが、同法第二十九条第一項第二号の規定に該当する。

ノート型パソコンの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六の規定により公告する。

令和四年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる物品（以下「調達物品」という。）の購入とする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

ノート型パソコンコンピュータ 四百八十一台

2 調達物品に要求する性能等は、入札説明書による。

二 納入期限

令和五年三月十七日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第一百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和四年二月十四日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の二のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借り入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく

事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に

知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 調達物品又はこれと同一の種類の物品について納入実績があることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならぬ。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、令和四年十月二十六日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合は、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目一の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 ○一七一七三三四一九一〇四

4 提出部数 二部

六 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目一の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 ○一七一七三三四一九一〇四

七 入札の日時及び場所

1 日時

令和四年十一月十六日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目一の一

青森県庁舎 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項  
入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第一百五十九条の規定による。

十 契約書の取り交わしの時期

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなつた場合には、当該契約を締結しない。

十一 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされないと判断された製品に係る入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

- 1 Nature and quantity of the products to be purchased :
- 2 Time limit for tender :

Notebook Computer : Quantity 481

- 2 Time limit for tender :

16 November, 2022  
(Please refer to the bid manual for the start time.)

3 Contact point for the notice:  
Accounts Management Division

Aomori Prefectural Government  
Aomori City, Aomori 030-8570

1-1-1 Nagashima  
Japan

TEL 017-734-9104

**監査委員**

青森県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第五項の規定により、住民監査請求に基づく監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和四年十月五日

青森県監査委員 竹内均  
青森県監査委員 川嶋由紀子

## (3) 住民監査請求に係る監査結果

## 第1 請求のあった日

令和4年9月8日

## 第2 請求人

小倉功、小倉大幸、小田切達、葛西聰、菊池一文、工藤詔隆、今千恵美、今正則、齋藤厚、崎野修、佐々木紀定、高松利昌、竹浪鶴子、竹浪純、田中清治、仁平将、檜山康博、深作拓郎、松島明、宮永崇史、山本公行、山本純平

## 第3 請求の内容

## 1 請求の趣旨

令和4年9月7日付けで請求人から提出のあった青森県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）による監査請求（以下「本件監査請求」という。）の趣旨は、令和4年9月27日に挙行される「故安倍晋三国葬儀」（以下「本件国葬」という。）への青森県知事（以下「知事」という。）及び青森県議会議長（以下「議長」という。）の出席・参列及び職員の隨行に関連する公金の支出がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認める場合における当該行為を防止するために必要な措置を講ずることを求めるというものである。

## 2 請求の理由

請求の理由の要旨は、以下のとおりである（できる限り措置請求書の原文に則して記載し、事実証明は省略）。

## (1) 概要

日本国政府は、2022年9月27日に本件国葬を挙行することを閣議決定しました（事実証明1）。

本件国葬は国費をもって行う国家儀式と考えられますから、これに知事及び議長が公費にて出席・参列すること、すなわち本件国葬に関連して公費が支出されることは相当の確実さをもって予測されるところです（事実証明2）。

ところで、私たち請求者は、本件国葬が以下に述べるとおり、違憲・違法なものと考えており、その結果、本件国葬に関連して支出される公費もまた違憲・違法な支出になるものと考えています。

そこで、私たち請求者は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき、青森県監査委員に対して、本件国葬に知事及び議長が参列するに際して公金を支出することを差し止めるという措置をどることを求めます。

(2) 対象となる知事及び議長の行為及びそれに関する公金の支出について

2022年9月27日に挙行される本件国葬に関して、相当の確実さをもって予測される知事及び議長の参列・出席に関連する公金の支出行為一切（随行職員に関する支出等も含む。）。

(3) 本件国葬の違憲性・違法性について  
ア はじめに

本項においては、私たち請求者が、なぜ本件国葬が違憲・違法であるか、という点について述べます。

まず、そもそも「国葬」とはいかなる性質をもつものなのかについて述べます（イ）。そして、現時点で私たちが把握している本件国葬が挙行されるに至った経緯を述べ（ウ）、本件国葬が日本国憲法（以下「憲法」という。）に照らして違憲であること（エ）及び本件国葬を実施するについて法的根拠がない違法な行政活動であること（オ）について述べます。

イ これまでの「国葬」について

日本における「国葬」とは、戦前は、「国葬令」に基づき、天皇をはじめとする皇族及び「国家に偉功ある」者として天皇の「思召し」を受けた皇族以外の者について行われることとされていました。

しかし、戦後、国葬令は、1947年に「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和22年法律第72号）第1条の規定により、失効しています。そのため、現在の日本において、国を挙げての公葬を規定する法令は存在しません。地方公共団体においても、1946年11月1日内務文部次官通達で「地方官署及び都道府県市町村等の地方公共団体は、公葬その他の宗教的儀式及び行事（慰靈祭、追弔会等）は、その対象の如何を問わず、今後挙行しないこと」と地方長官に命令が出され、行政が主導して宗教性を伴う慰靈行為を行うことは政教分離の観点から全面的に禁止されています。

1967年に吉田茂元首相が死亡した際、急遽、閣議決定に基づき「国葬」が行われました。しかし、これに対してはその後、国会で野党により「政府が思い付きでやることは承服できない」等との批判にあり、政府自身、「何らかの基準をつくっておく必要はある」等と答弁せざるを得ませんでした。このような経緯もあり、その後、首相経験者が死亡した際には、根拠法令がないことで「国葬」は実行されず、内閣と自由民主党が合同で葬儀を主催する形が近1年までとられています。

このように、戦後の憲法のもとにおいては、法的な根拠がないため、一例を除いて、首相経験者の「国葬」は行われてこなかったのです。

ウ 本件国葬の挙行決定に至る経緯

本件国葬の挙行が決定されるに至った経過は、次のとおりです。

2022年7月8日午前、同月10日に執行される第26回参議院議員通常選挙の選舉応援のため奈良県内を遊説していた安倍晋三衆議院議員（元内閣総理大臣、元自由民主党総裁）が、街頭演説中に銃撃を受け、同日午後に亡くなりました。

岸田文雄内閣総理大臣（以下「岸田首相」という。）は、2022年7月22日、亡安倍晋三氏について本件国葬を行うこととし、その名称を故安倍晋三国葬儀とすることなどを閣議決定しました（事実証明1）。安倍氏について国葬を

行うことについて、岸田首相は、①憲政史上最長になる8年8か月にわたり、内閣総理大臣の重責を担ったこと、②東日本大震災からの復興、日本経済の再生や日米関係を基軸とした外交の展開等の大きな実績を残したこと、③外交首脳を含む関係社会からの高い評価があること、④選挙中の奮行による急逝であることと説明しています（事実証明6）。

## エ 本件国葬の違憲性について

### (1) 憲法の根底に流れる個人主義（individualism）

私たちが、今回の監査請求をするにあたり、最も重要なことは、私たちの住む日本社会において、私たち一人ひとりが、等しく尊重される社会であるということです。

憲法第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。」と規定しています。これは、私たちの社会を考えるうえで、極めて重要な前提を示している部分です。なぜ、私たちは社会を作るのかという根本的な問いに立ち返る部分でもあるからです。私たちを取り巻く社会的関係を一つずつ取り除き、最後に残った「私自身」「あなたの自身」という独立した存在を「個人」とい、その個人一人ひとりは自由で平等であるという前提が共有されていかなければなりません。その「個人」が持つ自由や権利を維持・発展させるために私たちは社会を作り、その社会を運営する際に、運営者たる権力者に対し、構成員の侵してはならない自由や権利を「基本的人権」という形で注意喚起をしているのです。

このように、私たちの社会は、何よりもまず、私たち一人ひとりが等しく尊重される存在であるということを大前提として成り立っており、これを個人主義と呼びならわしています。

### (1) 憲法第14条違反

このように述べたところ、現実社会をみると、それぞれの個人は決して自由で平等であるとはいがたい状況にあることはわかります。男女の性差であったり、障害の有無や資産の有無などいたるところに物理的な格差があるからです。

しかし、私たちが、心のうちで何を考えようと、いかなる神を信じようと、あるいは仏を信じまいと、誰かを愛おしいと感じようと、あるいは殺してしまいたいほどに憎しみを感じようと自由です。他人とのかかわりの中で、他の人の自由や最低限の秩序を侵害しなければ、基本的に何をしようと自由です。これは、人間として生まれたといふ点において、私もあなたも等しく同じ存在だからです。個人はそれぞれ自由かつ平等です。より正確に言うならば、個人はその自由性において平等だということなのです。このことを宣言したのが、憲法第14条です。

この憲法第14条の唯一の例外が、日本国の大元首である天皇です。裏を返せば、天皇以外は日本国との関係で当然に特別扱いされることはありません。もちろん、してはならないのです。特別な対応をしようとするならば、その根拠となる法律がなければなりません。

今回の安倍氏に対する国葬儀式は、日本国として安倍氏を特別扱いして国費において葬儀をするということです。当然のことながら、私やあなたも、将来亡くなったときに国が葬儀をしてくれることなどないでしょう。どうして安倍氏が国葬の対象になるのか、納得のいく説明はありません。憲政史上最长の首相在任期間は理由にはなりません。加えて、その長期政権の中で政治の私物化を追及されたなど、安倍氏の政権運営には肯定的評価ばかりではなく、否定的評価も多くありました。首相の座こそ降りましたが現職の国会議員でしたし、この評価は今なお定まるところではありません。そのような中で国家として葬儀を行うとするのは、あまりに安倍氏の特別扱いが過ぎ、個人の平等という基本的な大原則と、憲法第14条に正面から反するものと言わなければなりません。

### (2) 憲法第19条違反

先に述べたように、憲法が施行されてから、「国葬」は皇族を除けば吉田茂元首相の例しかありません。首相経験者について、これまでの慣例をあえて破って半世紀以上行われてこなかった「国葬」という形式を取ることには、そのこと自体に意味を見出していると言わざるを得ません。

岸田首相は、7月14日の記者会見で、本件国葬によって、安倍氏を追悼するとともに、暴力に屈せず民主主義を断固として守り抜くという決意を示す、活力にあふれた日本を受け継ぎ、未来を切り拓いていくという気持ちを示す、としています。また、8月10日の記者会見では、「国葬」について、故人に對する敬意と弔意を国全体として表す儀式、と説明しています（事実証明7）。すなわち、「国葬」という形式を取ることの意味は、国を挙げて故人を追悼し、一定の決意や気持ちを示す、ということにほかなりません。そのため、「国民一人一人に弔意の表明を強制するものであるとの誤解を招くことがないように」するとはいうものの、各省庁における弔意表明については、葬儀委員長決定として、本件国葬当日は弔旗の掲揚や葬儀中の一定の時刻に黙祷することとしました。またマスコミも本件国葬一色の報道になることが予想されます（吉田茂氏の国葬に際してはまさにそのようなことが行われましたし、安倍晋三氏についても、7月12日の葬儀に際して多くの公共団体が弔旗の掲揚を行いました。）。

しかし、故人に對して追悼の念を抱くか否かは本来きわめて個人的な當務であり、とりわけ、首相経験者である故人に對するそれは、個人の歴史観や世界観に深く根ざした行為です。そして、「国葬」は、個人の歴史観や世界観に基づいた當為であるはずの追悼を、故人に對する敬意や弔意を持ち合わせていない人も含めて、國中の人々に強いという意味で、思想良心の自由を保障した憲法第19条に反するものです。

### (2) 憲法第20条・第89条違反

本件国葬は憲法第20条や第89条の政教分離規定に違反し、市民の信教の自由を侵害する可能性があります。

憲法第20条第1項前段は信教の自由は何人に対しても保障するとし、第

2項は何人も宗教上の行為を強制されないとしています。しかし、明治憲法のもとでは国が宗教、とりわけ神道と結びつことによって市民の信教の自由が保障されていたとはいえないませんでした。そこで憲法第20条第1項後段、第3項や第8・9条は、政教分離原則に基づき国と宗教が結びつことを禁止する政教分離規定を定めました。それによって、信教の自由の保障を制度的に確保しようとしたのです。

本件国葬は、故安倍晋三元内閣総理大臣に対し、哀悼や追悼の意を表するために行われるもので、岸田首相は、2022年7月14日夜の記者会見において、「國の内外から幅広く哀悼や追悼の意が寄せられていること」などと「勘案し、この秋に『国葬儀』の形式」で本件国葬を行うと表明しました。本件国葬は、「國」が故安倍晋三元内閣総理大臣を哀悼し、追悼し、故安倍氏に弔意を示す儀式です。それは、すでに死者となっている故人がなおなんらかの形で存在しているものとし、その超自然的存在を畏敬する心情を示す宗教行為です。

本件国葬を決めた同年7月22日の閣議後の記者会見で、松野博一官房長官は、「無宗教形式で行うこととし、厳粛かつ心のこもった国葬儀となるよう関係者と密接に連携をとりながら速やかに準備を進めていく。」と述べました。しかし、形式が無宗教であったとしても、既存の宗教団体の方式を踏襲しないというだけで、「國葬儀」が宗教行為であることに変わりません。

憲法第20条第3項は国及びその機関が「宗教的活動」を行うことを禁止しています。したがって、国が主催して本件国葬を執行し、地方公共団体の知事等がこれに参列し、公金を支出することは、憲法第20条第3項に反するものであり、許されないことです。

#### (b) 憲法第21条違反

故人に対して追悼の念を抱くことはもちろん、さらに追悼の念を表明する、しないということとも、思想良心に基づく表現行為としてきわめて個人的な営為です。

儀式の価値は、外形にあらわれた莊嚴な形式によって發揮されると言わることがあります。前述のように、「国葬」当日は弔旗の掲揚や黙祷の「要請」が官民間わざ行わることが強く予想されます。「国葬」が「故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式」であるならば、本件国葬の会場である日本武道館にとどまらず、国全体に弔意の表明が行き渡っている必要がありまます。「要請」であるといながらも、本件国葬が儀式として完成するためには、安倍氏に対する「敬意と弔意」を表明することの有形無形の圧力が生じるものと考えられます。しかし、追悼の念を表明するということは一種の表現活動であり、弔旗の掲揚や黙祷はその具体的な表現行為です。

「国葬」を実施することは、そのような弔意表明の「要請」が官民間わざ行われ、有形無形の圧力がかけられることにつながり、憲法第21条が保障する表現の自由が侵害されることになります。

オ 本件国葬の違法性について

(7) 行政活動は法律に基づいて行われなければならないところで、今回の国葬儀は内閣府に実行委員会を置く方式で運営されることが閣議決定がなされました。内閣総理大臣が実行委員長であり、その実務機関を内閣府に置くのですから、今回の国葬儀は国の行政活動の一つというべきでしょう。

大日本帝国憲法の下においては、國家権力のすべてを統帥する天皇がいましたから、行政権はア・ブリオリに法に先立つものと考えられていました。しかしながら、憲法の下においては、憲法によって行政権が創設され、国会の制定した法律によって組織され、個別の法律によって一定の権限を与えられるようになりました。つまり、行政という営みの本質は、「法律を誠実に執行する」こと(憲法第73条第1号)にあるというべきです。そのため、行政権は本来的にはからっぽであり、法律を執行するための機関を作る根拠となる「行政組織法」と、具体的に行政活動を営む際の手続や要件、活動の内容や効果に関する「行政作用法」が必要になります。行政組織法がハードウェアで、行政作用法がソフトウェアといえばわかりやすいでしょうか。行政活動は、あくまで個別具体的な行政作用法の存在を前提とし、その法律に拘束されるのであって、行政権は法律による授権なしに個人の権利義務に影響を与える決定をしてはならないのです。

このような行政法の執行過程を貫く基本原理を「法律に基づく行政の原理」といいます。

#### (i) 内閣府設置法を根拠にするという論弁

本件国葬の実施に際して、国葬を行う具体的な法律根拠がないじゃないかと厳しい指摘がなされていました。先に述べたとおり、戦前の日本で実施されていった国葬は、「國葬令」に基づいて行われていましたが、憲法の制定によってこの国葬令が廃止されています。そこで、政府が打ち出した法律の根拠が内閣府設置法です。内閣府設置法には内閣府の所掌事務として「國の儀式」が挙げられていると言うのです。

たしかに、内閣府設置法第4条第3項第3号をみると、「國の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に關すること(他省の所掌に属するものを除く。)」とあります。

しかしながら、この説明は詮余にすぎません。内閣府設置法は、「内閣府の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定める」(同法第1条前段)とあることから明確なとおり、「行政組織法」の一つだからです。先に確認したとおり、行政活動は、あくまでも個別具体的な行政作用法の存在を前提とするもので、内閣府設置法はハードウェアであって、国葬を実施するためのソフトウェアにはなりません。

この内閣府設置法にいう「國の儀式」は、天皇が行う国事行為として定められている「儀式」(憲法第7条第10号)が念頭に置かれています。この「儀式」の行政作用法としては、皇室典範が挙げられます。天皇の即位に伴う「即位の礼」は同法第24条に、天皇の崩御に伴う「大喪の礼」は同法第

25条に規定されています。率直に言つて、今回の閣議決定が皇室典範の規定と同等の位置にあるとはいひがたいでしよう。

結局のところ、今回の国葬儀は、何らの法的根拠のないものというほかなく、違法な行政活動と言わざるを得ないものです。

(4) 本件国葬に関して地方公共団体が公費を支出することの違法性について

本件国葬に地方公共団体の知事等が出席したり、公金を支出したりすることは、法に反します。

法第2条第2項は、普通地方公共団体は、「地域における事務及びその他の事務」で「法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」を処理するとしています。これは、住民自治と団体自治を地方自治の本旨とする憲法第92条に基づく規定です。

そこで、問題は地方公共団体の知事らが本件国葬に出席したり、そのための出張費用等に公金を支出したりすることが、地方公共団体の「事務」といえるかです。これについて、関係省庁が検討したり、地方公共団体が検討したりしている形跡はありません。

この点を検討すると、地方公共団体が行う「事務」はまず「法律」により処理することとされていることが必要とされていますが、本件国葬に知事らが出席したり、公金を支出することを根拠づける「法律」は存在しません。

また、「法律に基づく政令により処理することとされるもの」とされていること（法第1条の2第1項）などからすると、法律や政令に基づく「事務」そのものには該当せず、またその「事務」の遂行に伴うともいえないものであっても、なお地方公共団体の「事務」にあたるといえる場合があるのではないかという意見もあります。

しかし、「住民の福祉の増進」を図るとはいえないものの、「住民の福祉の増進」を図る目的によるとはいえないものは、やはり「法律」や「政令」に基づいていよいよは、そのような行為は、地方公共団体の「事務」には該当しないといふべきです。

本件国葬に知事らが出席することを根拠づける「法律」や「政令」は存在せず、また、知事らの出席が「住民の福祉」を増進するという効果があるとはいはず、また、知事らの出席や公金支出が「住民の福祉」を図る目的に出たということできません。本件国葬に知事らが出席することが「住民の福祉の増進」につながることは誰も思わないでしよう。

「国」が行う「葬儀」であるからそれに知事らが出席するのは「社会的儀礼」であり、したがって法に違反しないという意見があったとしても、「社会的儀礼」それ自体は「法律」でもなく「政令」でもありません。「社会的儀礼」を理由として、法律違反の行為が合法化されるということにもなりません。

このように検討してみると、本件国葬に知事らが参加したり、公金を支出したこと、これが、地方自治の本旨を具体化した法第2条第2項に反する違法な行為であることは明らかです。

(5) 本件国葬に関して地方公共団体が公費を支出することの不當性について

ア はじめに

唐突に「国葬」なる言葉が飛び出しました。法律に規定もなく、誰も考へてもいなかつた言葉が岸田首相の口から飛び出しました。漫画であれば、皆が口をあんぐりと開けて驚きあきれている姿です。規程も何もないから基準もない。しかし、言葉の意味からは、「立派なことをした人」というイメージが浮かぶでしょうが、この安倍元首相に関しては想像もできないミスキャストであると考える人も多いと思います。

イ 貨金全く上昇せず

本件国葬を実施する理由として挙げられたのが「憲政史上最長の8年8ヶ月」です。そうであれば、単に長い期間、首座の座に座つていただけではなく、最長期間その場にいた者の責任がますあります。

しかし、20年前から日本の賃金は全く上昇していないのです（事実証明9）。先進国といわれる他国と比較しても、グラフをみれば歴然としています。他国は右肩上がりに上昇している反面、日本は底辺にへばりついたままです。今でも、です。この20年の間で最長期間、日本の国民の圧倒的多数を占める賃金労働者の生活水準を全く上昇させなかつた最大の責任者が安倍元首相です。

それにもかかわらず、日本経済の再生をしたなどと冗談もいい加減にしてもらいたいです。安倍元首相がしたことは、国民の年金財源を取り崩し、これを株価安定のために投資したことです。ともかく、安倍元首相は株価を下げないためだけに従来違法であった年金財源を法改正して投資にあてたのです。決して日本経済は再生していません。実質経済はガタガタです。どんどん、生活水準は低下の一途です。安倍元首相に「経済の功績」など全くありません。

ウ 「モリ」「カケ」「サクラ」

安倍元首相に国葬と聞いて、第一に思い浮かぶのは、—そうです、「モリ」「カケ」「サクラ」です。いずれも「ミニミッティ」話です。権勢を傘に、違法行為に蓋をして強行突破しようとして、芝居がかった「大見得」を切りました。「私や妻が関係していたということになれば、まさに私は、それはもう間違いなく総理大臣も国会議員もやめるということをはっきり申し上げておきたい」と安倍元首相は国会質疑の中で高らかに宣言しました。これを聞いて泡を食った財務省は公文書の改ざんを行い、事実を消してしまいました。そのために最もまじめで貴重な一人の国家公務員の命が失われました。

このように違法行為の疑いが強く指摘されている人物を「国葬」の対象にすることは、これらの疑惑の解明に終止符を打ち、これらの行為による害悪をなかつたものにすることに等しいといふべきです。

エ 民主主義・立憲主義への敵対

(7) 国論を二分する法律の強行制定

第一次安倍内閣が真っ先に取り上げた課題は、準憲法的性格をもつと言わた「教育基本法」の改悪でした。

第二次安倍内閣の7年半でも、特定秘密保護法の強行採決（2013年6月）、共謀罪法の強行採決（2017年6月）など、人権と民主主義の観点から反対も多く国論が二分される法案を、与党の多数を笠に着て強行採決することを繰り返してきました。

#### (1) 安保法制・集団的自衛権行使の違憲行為

安倍元首相の最大の政治的な犯罪的行為は、現行憲法のもとでは許されないはずの集団的自衛権行使を可能とする閣議決定を行った上で「安保法制」の制定を強行させたことです（2015年7月）。これによって、日本国民全体は、いつ何時でも、アメリカの行う戦争にその片棒を担がされることになり、戦争国家による被害を受ける危険が発生しています。もし、台湾有事でも発生すれば、沖縄の米軍基地ならびに今さかんに南西諸島に自衛隊が配備している軍事施設から戦争がはじまることがあります。

#### (2) 立憲主義の無視・軽視

安倍元首相在任中の政治の大きな特徴は、立憲主義の無視・軽視です。国の権力は、立法・行政・司法いずれにしても最高法規である憲法によって制限されているという、近代民主主義国の常識に反して、前述のように、現行憲法上は許されない「安保法制」や、基本的人権を侵害するおそれのある特定秘密保護法・共謀罪法を強行採決してきたのはその表れです。

安倍内閣は、憲法や法律に矛盾することでも「閣議決定」さえすれば実行できるかのように振舞ってきました。例えば、安倍内閣は、憲法上はどう解釋しても認められない集団的自衛権の行使について、これが可能であると閣議決定しました（2014年7月）。また、安倍内閣は、検察庁法の規定を無視して、黒川弘務東京高検検長（当時）の定年を半年延長しました（2020年1月）。その後、一部の検察官の定年延長を可能とする検察庁法改正案が提出されたが、多くの国民の反対により廃案になりました。

その他、国会答弁で「憲法は国家権力を縛るものだ」という考え方があるが、それは王権が絶対権力を持っていた時代の主流的な考え方で、古いものだと述べたり（2014年2月）、在任中に「私は立法府の長」と発言したことなどが度々あるなど、立憲主義に対する安倍元首相の無理解あるいは敵視の姿勢は明らかでした。

以上のように、安倍元首相の「業績」なり「功罪」については、否定的な評価をする国民が多數いても全く不思議ではありません。少なくとも、多額の税金を使って、国を挙げてその「功績」を称えるような対象とはなりません。このように、いかなる見地から見ても違憲・違法な「国葬」に、私達青森県民の税金に由来する公金が使われることを、私たちは断じて認めるわけにはいきません。

#### (6) 結論

よって、私たち請求者は、法第242条第1項の規定に基づき、青森県監査委員

に対して、本件国葬に知事及び議長が出席・参列するに際して、公金を支出することの差止めの措置を求めて、住民監査請求をします。

#### 第4 監査委員の除斥

本件監査請求は、議長の本件国葬への出席・参列に際しての公金の支出を防止するため必要な措置を講ずることを求めるものであり、青森県議会議員である齊藤爾委員及び鷲海恵一郎委員については、法第199条の2の規定に基づき除斥した。

#### 第5 請求の受理

本件監査請求については、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を備えているものと認め、令和4年9月14日にこれを受理した。

#### 第6 請求人の証拠の提出及び陳述

令和4年9月14日に請求人に対し法第242条第6項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、同月15日に新たに証拠の提出及び陳述は行わない旨の回答があった。

#### 第7 監査の実施

##### 1 監査の対象・事項

監査の対象事項は、本件国葬への知事及び議長の出席・参列に関する公金の支出（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。以下「本件公金の支出」という。）とした。

##### 2 監査対象機関

監査対象機関は、本件公金の支出に係る事務を分掌する青森県総務部秘書課及び企画政策部企画調整課（以下「知事部局」という。）並びに青森県議会事務局（以下「議会事務局」という。）とした。

#### 第8 監査の結果

##### 1 知事部局

令和4年9月15日に知事部局に対し監査を実施し、次のとおり確認した。

知事部局において、令和4年9月12日に故安倍晋三国葬儀委員長内閣総理大臣岸田文雄（以下「国葬議委員長」という。）から知事あての本件国葬への出席の状況を全国知事会を通じて收受した。

知事部局では、これまで國の公式行事の案内があった場合は、個別に出席の可否を判断して知事等が出席しており、本件国葬についても、知事に対して國の公式行事として正式に案内があったことから、知事が公務として出席することとしている。

##### 2 議会事務局

令和4年9月15日に議会事務局に対し監査を実施し、次のとおり確認した。

議会事務局において、令和 4 年 9 月 12 日に国葬儀委員長から議長あての本件国葬への出席の案内状を全国都道府県議会議長を通じて收受した。議会事務局では、これまでに國の公式行事の案内があつた場合は、個別に出席の可否を判断して議長等が出席しており、本件国葬についても、議長に対し國の公式行事として正式に案内があつたことから、議長が公務として出席することとしている。

### 第 9 判断

請求人は、本件国葬は違憲・違法なものであり、その結果、本件公金の支出もまた違憲・違法な支出になる旨主張とともに、本件国葬に知事等が出席したり、公金を支出したりすることは、それを根拠づける法律や政令が存在せず、また、住民の福祉の増進を図るとはいえないため、本件公金の支出は、法第 2 条第 2 項に違反して違法である旨主張する。

請求人の主張の論理は大別すると、本件国葬自体の違憲性・違法性と知事等の出席自体の違法性の 2 つに分けられるが、本件国葬の違憲性・違法性については、本件国葬の主催者である国において、内閣法制局の見解も踏まえて検討がなされたものと考えられ、その上で閣議決定により実施が決定されたものであることを踏まえ、当監査委員としては、知事等の出席自体の違法性について検討することとする。

請求人は、本件国葬に知事等が出席したり、公金を支出したりすることは、それを根拠づける法律や政令が存在せず、また、住民の福祉の増進を図るとはいえないため、地方公共団体の事務に該当しない旨主張するが、普通地方公共団体は、法第 2 条第 2 項の規定により、地域における事務を包括的に処理する権能を有するものであり、「普通地方公共団体は、地方自治の本旨に反しない限り、社会的活動体として、自然人、私法人、企業などと同様に、外来者や関係者に対し、社会通念上相当と認められる程度の接待や社交儀礼の範囲内における金品の贈与をすることが許容されるのはもとより、当該地方自治体にとって労働者であるとか、特に名誉とすべき事情があるなどの場合には、従来の慣例、当該自治体の財政規模等に照らし相当と認められる範囲内において祝賀、記念行事、顕彰式典等を行いうる」とされているところである（平成元年 7 月 4 日最高裁判所第 3 小法廷判決参照）。

このように、普通地方公共団体の事務については、社会的活動体として、社会通念上相当と認められる程度の社交儀礼上の行為を行うことも含まれるものと解され、知事及び議長においては、これまでに國からの正式な案内を受けて公式行事に出席してきたことが認められる。

本件国葬については、閣議決定により決定された國の儀式であつて国葬儀委員長である内閣総理大臣名で知事及び議長に案内があつたものであること、また、報道等によると、本県を除く全国 46 都道府県のうち 43 都道府県知事及び 46 都道府県議会議長が出席する予定となっていることから、本件国葬への知事及び議長の出席・参列は、社会通念上も相当と認められる程度の社交儀礼上の行為であると解され、法第 2 条第 2 項に違反するものは認められない。

なお、請求人は、安倍元首相は、多額の税金を使って、国を挙げてその「功績」を称えるような対象とはなり得ず、いかなる見地から見ても違憲・違法な「国葬」に本

件公金の支出がなされることは不當である旨主張するが、これも結局、国葬儀委員長の不當性を主張しているものであり、上記のとおり、本件国葬への知事及び議長の出席・参列は、社会通念上も相当と認められる程度の社交儀礼上の行為であると解されるところから、本件公金の支出が不當なものとは認められない。

以上のとおり、本件公金の支出については、違法又は不當なものとは認められない。よって、請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する。

(発行所  
青森市・島一丁目  
森目一番一  
県号)

(印刷所  
青森市第二間堀町  
東奥印刷株式会社  
三丁目一番七  
号)

定価 每週月・水・金曜日発行  
小口一枚二付十五円